

## 公立大学法人神戸市外国語大学職員退職手当規程

2007年4月1日

規程第23号

(目的)

第1条 この規程は公立大学法人神戸市外国語大学就業規則(以下「就業規則」という。)第51条の規定に基づき、職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程で職員とは、就業規則第2条に規定する者をいう。

(退職手当の支給)

第3条 職員が退職し、解雇されたときは、その者に対して退職手当を支給する。この場合において、その退職が職員の死亡によるものであるときは、その者の遺族に対して退職手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

- (1) 退職の日の翌日に公立大学法人神戸市外国語大学(以下「本学」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(常勤である者に限る。以下「役員」という。)に就任した場合。
- (2) 地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職する場合。
- (3) 国又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)並びに民法(明治29年法律第89号)その他法律の規定により設立される法人(以下「他法人」という。)の役職員であってその身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合。
- (4) 職員が、国、地方公共団体及び他法人(以下「他法人等」という。)の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の公立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められている場合。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、これらの号に掲げる順位による。

3 手当の支給を受けるべき同順位者が2人以上ある場合にあっては、そのうちの1人を総代者としてこれに支給する。

(遺族からの排除)

第5条 次に掲げる者は、手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(給料月額)

第6条 この規程で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

2 給料月額には、退職又は死亡の当日増額されたものを含むものとする。

3 給料月額は、職員が退職又は死亡の日において休職、停職、減給、その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(一般の退職手当)

第7条 退職した者に対する手当の額は、第14条及び第15条の規定により計算した手当の基本額に、第16条の規定により計算した手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は死亡の日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第18条第1項各号のいずれか又は第3項本文に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(在職期間からの除算)

第9条 前条の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)が1以上あつたときは、当該各号に掲げる月数を前条により計算した在職期間から除算する。

(1) 就業規則第13条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷又は疾病(以下「傷病」という。))による休職及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病による休職を除く。)、就業規則第13条第1項第3号に規定する休職(理事長が通算すると認めた期間を除く。)、就業規則第37条第1項第3号に規定する停職、公立大学法人神戸市外国語大学育児休業等に関する規程に規定する育児休業を取得している期間 それらの期間のある月の月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期

間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、それらの期間のある月の月数の3分の1に相当する月数）

- (2) 就業規則第13条第1項第2号に規定する休職その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数の2分の1以上2分の2以下に相当する月数
- (3) 就業規則第13条第1項第3号に規定する休職に該当する休職であつて理事長が定めるものの期間その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数

（在職期間の通算）

第10条 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、同条同項及び同条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるそれぞれの在職期間を含むものとする。

- (1) 本学の職員が、就業規則第11条の出向の規定により他法人等の役職員となり、本学の職員に復職した場合 先の本学の職員の期間、当該他法人等の役職員の期間、及びこの条若しくは第12条の規定により先の本学の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (2) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により神戸市の職員から引き続き本学の職員となった場合 神戸市の職員の期間及び神戸市職員退職手当金条例（昭和24年条例第147号）により神戸市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (3) 神戸市の職員から引き続き本学の職員となった場合 神戸市の職員の期間及び神戸市職員退職手当金条例（昭和24年条例第147号）により神戸市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (4) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間  
（既受給者の退職手当の通算の取り扱い）

第11条 前条において、この規程に基づく退職手当、又は神戸市職員退職手当金条例に規定する退職手当、若しくは他法人等からの退職手当又は退職給付を受けた者の当該退職手当又は退職給付の算定の基礎となった在職期間は、前条の規定にかかわらず、その者の職員としての勤続期間には含まないものとする。

（役員を有する者の取り扱い）

第12条 本学の役員（非常勤であるものを除く。以下同じ。）から引き続き職員となった者については、役員の間及び公立大学法人神戸市外国語大学役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）により役員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を、第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定により第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間の計算については、第8条及び第9条の規定を準用する。

第13条 第8条から前条までの規定により計算した在職期間において、3箇月未満の在

職期間又は端数はこれを切り捨て、3箇月以上9箇月未満は6箇月とし、9箇月以上はこれを1年に切り上げる。

(普通退職等の場合の手当の基本額)

第14条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 30年を超える期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者に対する手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間15年を超え20年未満の者 100分の90

3 第1項の規定により計算した手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の手当の基本額とする。

(整理退職等の場合の手当の基本額)

第15条 就業規則第18条第6号の規定により退職した者であつて理事長が認めたもの、定年に達したことにより退職した者その他これらに準ずる事由により退職した者、死亡した者であつてこれに準ずるものとして理事長が別に定めるもの及び業務上の傷病若しくは通勤による傷病によりその職に堪えずして退職し、又は業務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であつて理事長が別に定めるものに対する手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185
- (6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110
- (7) 32年を超える期間については、1年につき100分の100

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え20年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。
- 3 前2項の規定は、傷病（業務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者（業務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。）であって理事長が別に定めるものに対する手当の基本額の計算について準用する。
- 4 第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の手当の基本額とする。

（手当の調整額）

第16条 退職し、又は死亡した者に対する手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第3条第4号又は第18条第4項の規定に該当するものを除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第18条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合

における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第3条第4号の規定に該当する者となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 前号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

3 退職した者の基礎在職期間（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に前項第2号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

5 次の各号に掲げる者に対する手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第14条第1項に規定する者で次に掲げるもの 次に定める額

ア 勤続期間が10年未満のもの 0

イ 勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 前条第1項又は第3項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第17条 第15条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条、第15条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程に規定する給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額又はこれらに相当する給与の月額をいう。

（退職手当の支給制限）

第18条 第7条及び第17条の規定による手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 就業規則第37条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処

分を受けた者

(2) 就業規則第18条第5号の規定により解雇されたもの又はこれに準ずる退職をした者

2 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次条第1項及び第5項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 一般の退職手当のうち、第16条の規定により計算した手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第14条及び第15条の規定により計算した手当の基本額が0である者

(2) 第1項各号に掲げる者以外の者であって理事長が別に定めるもの

4 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、手当を支給しない。

（退職手当の支給の一時差止め）

第19条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等（一般の退職手当及び第21条の規定により支給される手当をいう。以下同じ。）の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していないとき、又はその者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する本学の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、当該通知を、その内容を民法98条に定める公示の方法よって行うことができる。この場合においては、登載を始めた日から2週間を経過したときには、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(手当の返納)

第20条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

(法令による退職給与との関係)

第21条 退職した職員が一般の退職手当の支給を受けなかつたとき又は支給を受けた一般の退職手当の額が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定によりその職員に支給すべき給与又は給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、これらの給与又は給付に相当する額又はその差額に相当する額を手当として支給する。

(手当の支払)

第22条 一般の退職手当等は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する一般の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 手当は、受給者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(雑則)

第23条 この規程に定めるほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第14条第3項及び第15条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの手当の額はその乗じて得た額とする。

(退職手当に関する経過措置)



- 3 第4項から第7項までに定める経過措置は、施行日前において神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月1日条例第147号）が適用されていた職員に適用する。
- 4 職員が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年4月条例第62号）第2条の規定による改正前の神戸市職員退職手当金条例（以下「旧退職手当金条例」という。）第8条及び第9条並びに附則第3条の規定により計算した額に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、旧退職手当金条例第9条及び附則第3条の規定の適用を受ける者に限る。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、本規程の第7条、第14条、第15条及び第16条から第17条まで並びに附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「本規程による退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 5 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての本規程による退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧退職手当金条例第8条及び第9条並びに附則第3条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧退職手当金条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、本規程による退職手当額から本規程の第16条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額又は本規程による退職手当額から旧退職手当金条例等退職手当額を控除した額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 6 本規程の第16条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成9年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	その者の基礎在職期間	平成9年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第3項	基礎在職期間	平成9年4月1日以後の基礎在職期間

- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（神戸市の給料月額の改定をする条例又は規則が制定された場合において、当該条例又は規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることのうち、平成19年3月31日以前に行われたもので任命権者が定めるもの以外のものをいう。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は規則の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものと

する。ただし、第17条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額又はこれらに相当する給与の月額については、この限りでない。

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2008年3月3日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この改正によるこの規程の規定は、2013年4月1日（以下「施行日」という。）以後に退職し、又は死亡した者の退職手当について適用し、施行日前に退職し、又は死亡した者の退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日から2014年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する改正後のこの規程（以下「新規程」という。）附則第3項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「49.59」とあるのは「55.86」とし、2014年4月1日から2015年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する新規程附則第3項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「49.59」とあるのは「52.44」とする。
- 4 施行日から2014年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する新規程附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」とし、2014年4月1日から2015年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する新規程附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、2015年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が切替日以後に退職することにより改正後の公立大学法人神戸市外国語大学職員退職手当規程（以下「2015年改正退職手当規程」という。）の規程による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日

における給料月額及び同日における改正前の公立大学法人神戸市外国語大学職員退職手当規程（以下「2015年改正前退職手当規程」という。）第16条第1項に規定するその者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた同項各号に掲げる職員の区分を基礎として、附則（2013年4月1日施行分）第4項の規定の適用がないものとした場合の2015年改正前退職手当規程第7条、第14条から第16条の2まで及び附則（2007年4月1日施行分）第3項の規定により計算した額が、2015年改正退職手当規程第7条、第14条から第16条の2まで及び附則（2007年4月1日施行分）第3項の規定により計算した退職手当の額（附則（2007年4月1日施行分）第4項の規定の適用を受ける者にあつては同項の規定による退職手当の額）よりも多いときは、2018年3月31日までの間、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、2018年4月1日から施行する。